1 警報発令時、災害時等における対応について

三重県立くわな特別支援学校

(1) ご家庭を出発する前・スクールバスを乗車する前

◎暴風警報、特別警報が発表

6時の時点で通学区域にあたる、いなべ市、桑名市、木曽岬町、東員町のいずれかに暴風警報、特別警報が発表されている時は全ての区域の児童生徒を登校させず、自宅待機させてください。休校の連絡をくわとくメールで一斉配信します。

◎大雨警報、洪水警報、大雪警報、波浪警報、土砂災害警戒情報、竜巻注意情報、記録的短時間大雨情報、その他注意報が発表

原則、通常登校してください。6時の時点で判断して休校の場合はくわとく メールで一斉配信します。スクールバス路線別の運休の場合は、該当路線を記載してメールを一斉配信します。この路線バスに乗車の児童・生徒は出席停止 となります。自主通をしている生徒の中で公共交通機関が運行停止等で利用で きない場合は出席停止となります。休校のメールがない場合でも、危険と判断 した場合は登校を控えてください。その場合は学校に連絡してください。

◎津波の危険がある地震発生、南海トラフ地震臨時情報・津波警報が発表

津波の危険のある地震発生及び南海トラフ地震臨時情報・津波警報が発表されている場合、登校させず、自宅待機をさせてください。休校の連絡・今後の 予定等をくわとくメールで一斉配信します。

(2) 授業時間帯(始業から下校時刻まで)

◎ 暴風警報・特別警報が発表

通学区域にあたる、いなべ市、桑名市、木曽岬町、東員町のいずれかに暴風警報、特別警報が発表された場合は、今後の下校までの動きをくわとくメールで一斉配信します。加えて学校からスクールバス停留場もしくは学校、最寄りの駅・バス停に迎えが可能かどうか確認の電話をする場合があります。

◎大雨警報、洪水警報、大雪警報、波浪警報、土砂災害警戒情報、竜巻注意情報、記録的短時間大雨情報、その他注意報が発表

原則、平常日課です。学校が危険や混乱のおそれがあると判断した場合、平時の下校時刻を変更して下校をさせます。下校時刻の変更がある場合、くわとくメールで変更した下校時刻を一斉配信します。加えて学校からスクールバス停留場もしくは学校、最寄りの駅・バス停に迎えが可能かどうか確認の電話をする場合があります。

◎津波の危険がある地震発生、南海トラフ地震臨時情報・津波警報が発表

津波の危険がある地震発生及び南海トラフ地震臨時情報・津波警報が発表されている場合、避難した上で今後の児童生徒引き渡しまでの動きをくわとくメールで一斉配信します。加えて学校から指示のある場所での引き渡しが可能かどうか確認の電話をする場合があります。

(3) 登下校途中・スクールバス乗車中

◎ 暴風警報・特別警報が発表

通学区域にあたる、いなべ市、桑名市、木曽岬町、東員町のいずれかに暴風警報、特別警報が発表された場合は、以下のように対応します。

- ①スクールバス乗車中の児童生徒の保護者には、学校で運行の安全を確認しながら決定した対応方法を各家庭にメールもしくは電話で連絡します。
- ②自主通学途中の生徒の保護者には、生徒が「じしゅつうマニュアル」に則り 動いていると想定して、生徒に連絡を取って、迎えに行ってください。生徒 が学校に登校・帰校した場合、保護者に電話連絡します。生徒が帰宅した場 合は学校に連絡してください。
- ◎大雨警報、洪水警報、大雪警報、波浪警報、土砂災害警戒情報、竜巻注意情報、記録的短時間大雨情報、その他注意報が発表

原則、平常の登下校です。学校が危険や混乱のおそれがあると判断した場合、 今後の動きをくわとくメールで一斉配信します。

◎津波の危険がある地震発生、南海トラフ地震臨時情報・津波警報が発表

津波の危険がある地震発生及び南海トラフ地震臨時情報・津波警報が発表されている場合、避難した上で今後の児童生徒引き渡しまでの動きをくわとくメールで一斉配信します。加えて学校から指示のある場所での引き渡しが可能かどうか確認の電話をする場合があります。

* 学校・グループ担当からの連絡が常にできるよう、**緊急連絡先**の確認をお願いします。

(4) 緊急時の連絡方法

1 一斉配信メールによる連絡

学校からメールによって一斉連絡を行います。

2 災害伝言ダイヤルについて

大規模な災害が発生した際に、被災地域内やその他の地域の方々との間で「声の伝言板」の役割を果たすシステムで、被災地の方々が録音した安否情報などを、その他の地域の親戚や友人の方が聞くことができます。くわな特別支援学校では、NTTの災害伝言ダイヤルを活用しますので、以下の方法で安否の確認を行って下さい。

- ※ 災害伝言ダイヤルの詳しい内容は、電話帳またはホームページで一度ご確認下さい。
 - (1) 災害伝言ダイヤルを利用した学校からの連絡について

学校から保護者・教職員への連絡を伝言として録音します。必要に応じて、以下の番号に電話をし、連絡内容などを確認して下さい。

[171-2-0594-87-6061]

- ※ この番号は学校から保護者の方や教職員への伝言専用として使います。最大録音件数は20件ですので、各ご家庭における伝言は、ご自分の自宅の伝言ダイヤルを利用して下さい。
 - (2) 各ご家庭における災害伝言ダイヤルの利用について

ご家族の安否などの情報を録音、伝言を聞くには、以下の番号にダイヤルし、流れる 音声ガイダンスに従って行って下さい。

- ① 伝言を録音する場合・・・「171-1-自宅の電話番号(必ず市外局番号から)」 (録音時間は、30秒以内。最大20件まで録音可。保存期間は災害の状況により異なります)
- ② 伝言を聞く場合・・・「171-2-自宅の電話番号(必ず市外局番号から)」

